

第3次新潟市環境基本計画（案）に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「第3次新潟市環境基本計画（案）」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

■ 募集期間

平成27年2月23日（月曜）から平成27年3月24日（火曜）まで

■ 広報手段

- ・市報にいがた，市ホームページに掲載
- ・市政情報室，環境政策課，各区役所にて配布・閲覧

■ ご意見の提出状況

提出者数：5者（提出方法：窓口提出1，FAX3，電子メール1）

意見数：20件

■ 結果公表場所

結果は，次の場所で閲覧できます。（閉庁日は除きます。）

市政情報室（市役所本館1階）

各区役所（設置場所は各区地域課へお問い合わせください。）

環境政策課（白山浦庁舎3階）

■ 問い合わせ先

新潟市 環境部 環境政策課 環境企画係

〒951-8550 新潟市中央区学校長通1-602-1

電話：025-226-1363 FAX：025-230-0467

メール：kansei@city.niigata.lg.jp

NO.	該当箇所	ご意見の内容	回答
1	P004 (1)施策の総合的な推進	<p>2-(1)1-2行目 自然共生社会：河川敷は公園化グランド化民間利用推進の流れがあり、公園では周辺住民の住環境優先のため、公園の松が庭園風に剪定されたりしている。これを、自然共生と呼んでいくのか。その歯止めについての議論が必要</p>	<p>ご指摘の件については、自然環境を維持する場所か、公園として整備する中で維持管理なのかによって方針が異なると思います。公園としての多面的な機能を踏まえ、個別にあり方を考えていくことが大切と考えます。</p>
2	P006 (1)環境保全の範囲	<p>環境保全の範囲の中の(分野)に「環境学習」を入れ。主要施策として下記を入れてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の推進と事業者支援 ・市民・事業者との協働による取り組みの推進 ・環境分野における男女共同参画の推進 ・学・社・民の融合による教育の推進 <p>理由 この項目は「環境施策の体系的な意味合いが必要。総合計画の中に「市民と地域が学び高めあう、安心な協働都市」とあり、これを反映したものとする。また、第4節の「計画の目指すもの」につながる。</p>	<p>本項目では、守るべき具体的な環境の範囲を記載する箇所であり、「環境学習」は、本計画においては守るべき環境ではなく、環境を守るための土台として位置付けていることから、本項目にはなじまないため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、主要施策の項目については、本計画の20、21ページに記載のとおり、「環境教育と協働の推進」を取り組む施策の一つに位置づけるとともに、これを推進するために、「環境教育の推進」、「市民との協働」、「広域連携の推進」を具体的な取組みとして体系づけ、その項目の中にご提案の内容も含まれておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>男女共同参画の推進に関しましては、当該項目に限らず、超高齢社会や人口減少社会といった社会的課題と共に、計画の基本的視点として位置付けべきものであることから、4ページ「2 計画の基本的視点」、「(2)超高齢社会、人口減少社会などへの対応や、地域経済への貢献」内に男女共同参画の推進に関する文言を追加いたします。</p>

NO.	該当箇所	ご意見の内容	回答
3	P010 IV-(1)-② I-(1)-⑤	<p>「水環境の保全」及び「市街地をやさしく包み込む田園環境の保全」</p> <p>信濃川阿賀野川の恩恵で成り立ってきた新潟市。信濃川阿賀野川の自然力に対して市民に目を向けてもらい、これについて市民に説明できるものが必要。</p> <p>特に阿賀野川の広い河川敷は、今後、民間利用の推進やスポーツ振興の掛け声とともに、人間主人公の視点のために、阿賀野川の自然環境が搾取される行為に蝕まれる危険性をはらんでいる。生態系保護区域の設定なりを、国交省河川事務所に積極的に呼び掛ける姿勢があってもいい。管轄は国であっても、同時に市民の川でもある。</p> <p>去年、江南区がサイクリングロードを添えて阿賀野川フラワーライン公園を完成したが、利用者に感謝と畏敬の念を期待しても、ほとんど、無視。しかし、必要。少しでもその意識を持ってもらうためには、アスファルトの下の地下水や、水際や地下の微生物の働き、水辺の植物と周辺生物との関係、海に流れ出た後の川の水の働きなどに目が向いて、阿賀野川を理解してもらおうべく、観察会を年に一度でも開くことが必要。「阿賀野川連絡協議会」が近いうちに江南区に申し入れする予定だが、市として当計画に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>53ページ「環境配所指針」、「4 生物多様性の保全」、「(1)地域で開催される自然観察会や自然体験イベントなどに積極的に参加します。」内に、「観察会やイベントを通して、ふるさとの自然を大切に思う気持ちを育てます。」と記載しており、阿賀野川においても、観察会やイベントなどを通じて自然環境に対する市民意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>当該計画においては、他の地域も含めた記載内容にさせていただいているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
4	P010 施策の大綱	<p>施策の大綱 施策「環境教育と協働の推進」の「施策の展開」の「市民との協働」に「男女共同参画の推進・子どもを安心して産み育てられるまち」を入れてほしい。</p> <p>理由 「ずっと安心して暮らせるまち」の条件として、環境教育とともに生活者の視点からの男女共同参画教育が必要</p>	<p>男女共同参画の推進に関しましては、当該項目に限らず、超高齢社会や人口減少社会といった社会的課題と共に、計画の基本的視点として位置付けべきものであることから、4ページ「2 計画の基本的視点」、「(2)超高齢社会、人口減少社会などへの対応や、地域経済への貢献」内に男女共同参画の推進に関する文言を追加いたします。</p>
5	P010及びP021 市の施策展開	<p>環境教育と協働の推進(1)① 学校のクラブ活動に理科部設置の呼びかけをしてみたいか。</p> <p>①1-8行目 行政、学校、ボランティア団体が手を組んで、フィールドワークと絡めて観察を続ける理科部があれば、充実した環境教育となるのではないだろうか。 (じゅんさい池公園では、「山林ボラン広場」が藤見中学校の総合学習のお手伝いをしている。去年、松苗植樹に生徒が参加。今年もその予定。ただ、イベントで終わる形に墮しがち。自分たちの木という思いを持つことができ、卒業後も戻ってきて彼らがじゅんさい池公園の守り人となってくれるような取組みが必要だと思っている。)</p>	<p>具体的施策提案として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

NO.	該当箇所	ご意見の内容	回答
6	P021(1)-② 地域コミュニティ活動の活性化	地元住民の間では、自分たちの憩いのための公園という意識が主体。同時に市民全員のものであり地球環境の一部であるという意識に繋がるための取組みが必要。	市民、市民団体、学校、事業者などと連携しながら、環境意識の醸成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。
7	P028 ②田園資源の有効活用	田園資源の有効活用に関連して、「地元産農産物への理解促進」を加え、パートナーとして市民を追加する必要があるのではないか。	<p>いただいたご意見を踏まえ、28ページ内「(1)田園環境の保全・持続可能な利用」内「②田園資源の有効活用」の項目に以下の内容を追加し、協働のパートナーに市民を加えさせていただきます。</p> <p>追加内容「●地元農産物・地元産材を広くPRするなど、地産地消を推進します。」</p> <p>また、51ページ「第3部 環境配慮指針」に「新潟産の農産物を積極的に購入し、地産地消を心がけます。」を追記いたします。</p>
8	P029(3)-① 公共交通網の再構築	公共交通の再構築：職場（公共施設、工場、役所等）などへの通勤は職場の仲間、近所、同一方面は“相乗り運動” 公共交通の再構築：“パーク＆ライド増設推進運動”	通勤などの際の相乗りやパーク＆ライドは、移動手段の低炭素化に向けた手段として推進してまいりたいと考えております。ご提案の取組みは今後の施策の参考とさせていただきます。
9	P029(4)-③ 健幸都市づくり(スマートウェルネスシティ)の推進	「スマートウェルネスシティ」の言葉はなくて十分。カタカナが分かりにくい市民への配慮もほしい。	ご意見いただいた用語を含め、用語集を作成させていただき、巻末に掲載させていただきます。
10	P036(1)-③ 3R・生ごみ減量の推進	<p>3R・生ゴミ減量の推進： 食の好き嫌を無くし給食は残さない“食べ残し0(ゼロ)運動”</p> <p>3R・生ゴミ減量の推進： ペットボトル“エコキャップ回収運動”二酸化炭素削減と世界の子どもにワクチンを届けます。</p>	<p>給食の食べ残しを出さない取り組みは、クラスでの食指導等を通じて各学校で日々取り組んでいます。好き嫌いをなくし、栄養バランスよく食べることの大切さや食べ物に対する感謝の心を育めるよう今後も努めていきます。</p> <p>エコキャップ回収運動については3Rに関連する取り組みではありますが、民間の団体が取り組んでいる事業であり、市の計画に書き込むことは馴染まないと考えられます。</p>

NO.	該当箇所	ご意見の内容	回答
11	P040 現状と課題 新潟市における生物 多様性の危機	ペットの野外への廃棄→遺棄	動物の愛護及び管理に関する法律において遺棄という言葉が使われていますので、ご指摘のとおり、「遺棄」に修正します。
12	P041(2) 自然環境の持続可能 な利用	20行目 次行を冒頭部に加筆 「希少な自然が保たれている地域をサンクチュアリとして保全し」	ご指摘のとおり、聖域を設けることは理想として素晴らしいものと考えます。しかし、対象とすべき希少な自然、その区域や範囲、保全の方法など、各地域における今後の課題としていくものとして、原案のとおりとさせていただきます。
13	P041(2) 自然環境の持続可能 な利用	21行目 「人の手が加わらないことによる荒廃を改善し・・・」 →人の手が加わらないことによる里地・里山・里温の荒廃を改善し・・・	ご指摘のとおり、対象を明確にするため言葉を加えます。なお、本市では里地という言葉を使っていないため、表現を整理し、「人の手が加わらないことによる里湯や田園、里山などの荒廃を改善し・・・」に修正いたします。
14	P042(1)－② 動植物の生息・生育 環境の保全・再生	在来生物の保全再生の必要性と意味について市民に表明できるものが必要。去年、じゅんさい池公園で松苗植樹が行われた際、松苗は山口県産のものであった。ホタルやメダカ、或いは草本類では、遺伝子が重視されて外部からの持ち込みは制限がかけられている場合がある。大きな木本類に関しては、そのことは問題にしないでいいのだろうか。その点の線引きは、市としてはどう立っているのか。	環境復元に伴う外部からの持ち込み制限に関しては、木本植物についてもご指摘のとおりであるべきと思います。しかしながら、公園整備の観点で制限を行うと樹種の確保が難しい点が挙げられます。自然環境の復元と公園整備を分けて考え、公園の整備については出来るだけ配慮するよう求めていきたいと考えております。
15	P042(2)－① 自然環境の保全に配 慮した暮らしづくり	15行目 「自然環境や資源の過度な利用の・・・」の前に、 「希少な自然が保たれている地域をサンクチュアリとして保全し」を追加 ※「持続可能な利用の」の以前に、利用そのものを抑制する地域を設定すべきである と考える。	No.12でお答えしたとおりです。
16	P042(2)－① 自然環境の保全に配 慮した暮らしづくり	ランニング、ハイキング、バックカントリースキー、クロスカントリー、カヌー、バードウォッチングなど、アウトドアレジャー・ツーリズムが、外来種、都市化、農業に次いで、生物を絶滅へ追いやる4番手となっているというアメリカ調査があります。トレール脇100m以内は、鳥にとって「死のゾーン」となっており、営巣数、産卵数、孵化に影響を与えています。トレールランの流行が特に心配されます。地球環境を謳うからには、当基本計画にこれらの行為に対する規制なりをはっきり盛り込む必要があると思います。	ご指摘のアウトドアの事例に関しては、個々の事例に応じて生きものや自然環境への配慮や対策を行うべきと考えます。今後、情報収集を進め、必要に応じて本市の実情にあったルールづくりなどを行いたいと考えています。

NO.	該当箇所	ご意見の内容	回答
17	P045 (2)事業者	<p>第5節 快適な生活環境の創造 3 目指す都市像の実現に向けた市民・事業者の取り組み 事業者 ▶「化学物質対策の推進」として「環境中への化学物質の排出の抑制」を入れる。</p> <p>理由 化学物質には、環境中に排出され、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがある。環境リスクの低減のためにも必要。</p>	<p>事業者の化学物質対策については、具体的な事例となりますので、59ページの「第3部 環境配慮指針 第2節 事業者における環境配慮 5 快適な生活環境の創造(1)環境関連法令を遵守し環境保全対策を徹底します」の中で「有害化学物質の排出削減及び抑制のため自主管理を徹底する」と記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
18	P046 (1)環境負荷の抑制	<p>▶市の施策展開 「環境リスクの低減」として、「化学物質の排出量・取扱量などの把握と公表」を入れてほしい。</p> <p>理由 化学物質に対する不安の解消のために、化学物質の管理の徹底と情報の提供を事業者に促す。</p>	<p>46ページ最下行「●PRTR法に基づき事業所から排出・移動される化学物質の種類と量を把握します。」を「●PRTR法に基づき事業所から排出・移動される化学物質の種類と量を把握し公表します。」と修正します。</p>
19	P053(2)	<p>(2)1項目を修正・加筆 ペットなどの飼育している動物や、園芸・栽培植物、他地域原産の生き物を野外に話さないようにします。</p> <p>※いわゆる「善意」の動植物の移植・放流を規制する必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、言葉を整理するとともに、ここでは植物も対象となりますので、「ペットなど飼育している動物や、園芸・栽培植物、他地域原産の生きものを野外に放さないようにします。」に修正いたします。</p>
20	全体	<p>細部にわたってよくまとめていると思われるが、この考え方を一般市民に理解してもらうためには工夫が必要ではないか。簡単でわかりやすい解説資料の作成が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、本計画の内容を市民の皆様にご理解いただき、実践していただくためには工夫が必要であると考えております。 そこで、本計画の内容についてわかりやすくまとめた概要版を作成し、各区役所での配架や、環境関連のイベント、講座などの機会を通じて皆さまへ配布させていただきたいと考えております。</p>